

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
5 月 30 日
(金曜日)

目次

○規則	1
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（給与厚生課）	1
○告示	1
生活保護法の規定に基づく技術機関の指定（厚政課）	1
保安林指定の解除（森林整備課）	2
保安林の指定（萩市）（森林整備課）	2
指定納付受託者の指定（会計課）	3
公金の収納の事務の委託（会計課）	3
公金の収納の事務の委託（交通規制課）	3
○公告	3
契約の締結（税務課）	4
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）	4

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年山口県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「場合、」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）、若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘留されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第八条の三第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

山口県告示第百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名	施術所	所在地	指定年月日
	名 施 称 所	在 所 地	

若狭 良和 ぜんしん治療院 山口市大内長野一九二九の三 令和七、 四、一五

山口県告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字佐々並字下開作三五三八の一
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由
道路用地とするため

一 解除に係る保安林の所在場所
宇部市大字善和字大日二〇三の二八八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
火葬場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除に係る保安林の所在場所

宇部市大字善和字大日二〇三の二八八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

都道府県立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字山田字高岸五六五一、五六五三、一二四一八、一二四一八の二二、一二四二一、一二四二二の一、一二四二二の二、一三〇〇一の一、一三一八四、字岸田五六八九、一二三八一の一、一二三八二の一、一二三八二の三、一二三八三の一、一三〇〇六、字菅田五六九一の六、五六九九、一二三八四の一、一二三八五、一二三八九の一、一三〇一〇の一、字菅ヶ迫五七〇一、一二三八六、一二三八八の一、一二三九〇の一、一二三九〇の三、字滝ヶ迫五七〇七の一、五七〇七の二、五七〇七の四、一二〇四九の一三、一二三九一、字市葉山五七二一、一二四〇九、一二四一二の一、一二四一二の三、一二四一三、一二四一五の一、一三〇〇四、一三〇二〇、字台ヶ迫一二三九四、一二三九五、一三〇一六、字下り松一二四一七、字葛根ヶ迫一二四一八の九、一二四一八の一〇、一二四一八の二一、一二四一八の一四、一二四一八の一六、一二四一八の一七、一二四一八の二〇、一二四一八の二四、字梶ヶ平一二四二四の一、一二四三〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

Pay Pay 株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定納付受託者に納付させる歳入等

県税及び税外収入（納入通知書又は納付書によりクレジットカード等又はスマートフォン等を利用して納付されるものに限る。）

三 指定の日

令和七年四月一日

山口県告示第百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の収納の事務を委託した。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

株式会社山口銀行 下関市竹崎町四丁目二番三六号

地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号

株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二七号

株式会社セイコーマート 札幌市中央区南九条西五丁目四二一

株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八の八

株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一

株式会社ポプラ 広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一

ミニストップ株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号

株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一番二一

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

納入通知書又は納付書によりコンビニエンスストアを利用して納付される公金

三 指定の日

令和七年四月一日

四 委託の日

令和七年四月一日

一 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

株式会社山口銀行 下関市竹崎町四丁目二番三六号

地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号

リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目二番二一

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

納入通知書又は納付書によりスマートフォン等を利用して納付される公金

三 指定の日

令和七年四月一日

四 委託の日

令和七年四月一日

山口県告示第百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の収納の事務を委託した。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

株式会社CGSコーポレーション

岩国市麻里布町三丁目一四番一四号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

パーキング・チケット発給手数料

三 指定の日

令和七年四月一日

四 委託の日

令和七年四月一日



(一〇四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 四百九万八千四百二十九キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年三月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

一億百六十六万九千二百二十八円

七 入札公告日

令和七年二月七日

八 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 桃谷 和男

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(一〇五) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和七年五月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営豊北地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和七年三月十九日